

TEL 025-765-3112  
 FAX 025-765-4625  
 ホームページアドレス  
<https://www.town.tsunan.niigata.jp>  
 メールアドレス  
[info@town.tsunan.niigata.jp](mailto:info@town.tsunan.niigata.jp)

# お知らせ版

## 津南病院担当医週間表 (5月～) TEL765-3161

月	内科			糖尿病・生活習慣病内科	外科	整形外科	小児科	耳鼻咽喉科	眼科	泌尿器科	内視鏡検査
	第一	第二	第三								
月	林院長	藤川副院長	大庭 (総合診療内科)			半戸	馬場			古田	月岡大庭
火	林院長	佐野副院長	阪本		森田 (心・血管外科)	半戸	櫻井		第1-3:5 大野 第2-4 牧田		藤川副院長
水		藤川副院長	村山	第1 西村 第2-5 佐野副院長		宮崎	赤司	原山	工藤		
木	沼田 (呼吸器内科)	藤川副院長	山崎 (循環器内科)	佐野副院長		井上	大石			くらわき倉脇	松平
金	林院長	村山	川嶋 (糖尿病生活習慣病内科)		第1-3 小川 第2-4-5 青木	はやま羽山	宮田	飯田	ほんざわ本澤		外科医
土	第1 藤川副院長 第2 大谷	第3 林院長	第4 佐野副院長 第5 休診				第1-2-3-4 交替制 第5 休診				
日曜日	外来診療は休診(急患は日当直医師が対応)										

- ① 診療の受付時間は「午前8時～11時30分」です。
- ② 熱のあるかたや、風邪症状のあるかたは、事前にお電話でご連絡ください。
- ③ 工藤医師の眼科外来は「午前11時」で受付終了となります。
- ④ 眼科の「コンタクト外来」は金曜日に行っています。(受付は午前11時までとなっております。)
- ⑤ 予約の変更は、平日の午後、予約日の2日前までにご連絡ください。
- ⑥ 受付時間外で緊急に診察が必要な場合は、来院前にご連絡ください。
- ⑦ 休診等の場合は、広報無線でお知らせします。

津南病院ホームページ: <https://tsunan-hospital.jp/>

### 5月の納税

- ▶ 介護保険料普通徴収 (第2期)
- ▶ 水道使用料 (第1期)
- ▶ 下水道・農業集落排水施設使用料 (第1期)
- ▶ 軽自動車税

※納税を口座振替に変更したいかたは、町内の金融機関で手続きをお願いします。  
 ※役場で直接納付するかたは、できる限りおつりのいらぬようお願いいたします。

納期限 (口座振替日) 5月31日(火)

### 第1回 『Jアラート』の全国一斉情報伝達試験

災害や武力攻撃などの発生に備え、全国一斉情報伝達試験を実施します。

■実施日時  
 5月18日(水) 午前11時ごろ

お問い合わせ  
 総務課 総務班 TEL 765-3112

### 休日救急日

5月 15日 22日 29日

6月 5日

休日救急診療センター  
 (国保川西診療所)  
 TEL 768-2034

## 地域住民の身近な相談相手 民生委員・児童委員

5月12日は民生委員・児童委員の日です。

民生委員・児童委員は、これまでも地域の皆さまの笑顔、安全、安心のために、身近な相談相手として、さまざまな相談に応じてきました。また、その課題が解決できるよう関係機関と連携し、さまざまな取り組みを推進しています。

民生委員・児童委員は、これからも、必要な支援へのつなぎ役として、また、高齢者や障害のあるかた、子どもたちの見守り役として定期的な訪問活動などを行ってまいります。

お困りごとや心配ごとがある時は、お気軽にお声かけください。

### ■お問い合わせ

福祉保健課 福祉班

TEL 765・3114

## 十日町病院作業停電に伴う 休日救急対応

電気設備の年次点検のため、病院内を停電にします。停電中は、原則として救急患者を受け入れできません。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

### ■停電日時

5月21日(土) 午前9時～午後2時

### ■お問い合わせ

十日町病院 経営課

TEL 757・5566 (代表)

## 令和4年度 第1回ものわすれ相談会

認知症の専門医によるものわすれ相談会（認知症相談会）を開催します。相談を希望されるかたは事前に左記までお申し込みください。

### ■日時

6月2日(木) 午後1時30分～4時

### ■会場

津南町役場

### ■相談対象者

本人および家族

### ■相談料

無料

### ■申込締切

5月24日(火)

### ■お問い合わせ

福祉保健課 保険班

TEL 765・3114

## ご存知ですか？ 児童扶養手当・特別児童扶養手当

### ■児童扶養手当

児童扶養手当とは、児童の福祉増

進を図る制度です。対象の児童を養育しているかたに支給します。  
(支給要件)

対象児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）が次のいずれかに該当することが必要です。

- 父母が婚姻を解消した
- 父または母が死亡した
- 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある
- 父または母の生死が明らかでない
- 父または母が1年以上遺棄している
- 父または母が裁判所からのDVの保護命令を受けている
- 父または母が1年以上拘禁されている
- 母が婚姻によらないで懐胎した

### ■特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、精神または身体に一定の障害がある、20歳未満の児童を養育しているかたに支給される手当です。ただし、その場合であっても次のようなときは、手当を受けることができません。

- 対象児童が、児童福祉施設などに入所しているとき
- 対象児童が、障害により公的年金給付を受けられるとき

○ 対象児童または手当を受けている父母（養育者）が、日本国内にいないとき

※それぞれの手当を受けるためには、認定請求の手続きが必要です。詳しくは左記までお問い合わせください。

### ■お問い合わせ

福祉保健課 福祉班

TEL 765・3114

## 津南町雇用促進用企業動画 作成事業補助金申請募集

町ではウェブ上での地域企業紹介を推進し、地域雇用・Ｕターンへつなげるため、雇用促進用動画（企業紹介動画）を作成する町内事業者に動画作成の経費を補助します。

### ■補助対象者

町内に本拠地を有し、動画作成後雇用促進や自社のPR手段として当該動画を活用するとともに、津南町移住推進協議会ホームページ「津南で田舎暮らし」上で当該動画を公開できる法人。

### ■補助金額

動画作成委託及びウェブ上の掲載作業に係る経費（税抜き）のうち5分の4の額とし、1法人20万円を上限（千円未満切り捨て）と

します。ただし、申請は1法人1  
回限りとし、自社で作成・編集に  
要した経費は対象外とします。

■申請方法

必要書類を持参または郵送で提出  
ください。必要書類は町ホームページ  
から入手、または観光地域づくり  
課へお越しください。

申請多数の場合、補助出来ない場  
合もございますので、事前にご相談  
願います。

■申請締切 7月29日(金)

■お申し込み先・お問い合わせ

観光地域づくり課 商工観光班  
TEL 765・5454

**インボイス制度説明会・  
インボイス発行事業者  
登録申請相談会開催**

十日町税務署では、令和5年10月の  
インボイス制度の導入に向けて、制度  
の説明会及び個人事業主を対象とした  
インボイス発行事業者の登録申請相談  
会を開催します。

■インボイス制度説明会

インボイス制度の一般的な内容に  
ついての説明を行います。

全ての事業者を対象としています  
ので、インボイス制度の導入に疑問  
や不安のあるかたは、この機会にご

出席ください。

■インボイス発行事業者の  
登録申請相談会

個人事業主のかたを対象として、イ  
ンボイス発行事業者としての登録を行  
うための登録申請の方法を説明します。  
また、相談会場で登録申請の手続きを  
行うこともできます。

登録申請については、e-Taxを  
利用した手続きを推奨しておりますの  
で、スマートフォンとマイナンバーカー  
ドを持っているかたは持参ください。

なお、スマートフォンやマイナン  
バーカードがなくても登録申請の手続  
きは書面にて行えます。

■開催日程

- ① 5月24日(火)
- ② 5月30日(月)
- ③ 6月14日(火)
- ④ 6月21日(火)

いずれの日程も次の時間で行い  
ます。

○インボイス制度説明会

午後2時～3時

○インボイス発行事業者

登録申請相談会

午後3時30分～4時20分

■開催場所

十日町税務署 1階会議室

■お申し込み先・お問い合わせ

会場の都合により定員を20名とさ

せていただきます。参加を希望する  
かたは、電話にてお申し込みください。  
十日町税務署・法人課税部門

TEL 756・6003

**飲食関連事業者等を対象  
とした事業継続支援金  
(まん延防止等重点措置枠)**

新潟県では、まん延防止等重点措置  
の適用に伴う令和4年1月21日以降の  
飲食店等への営業時間短縮の要請によ  
り、売上が減少した飲食関連事業者等  
(飲食店と直接取引している事業者及  
びタクシー事業者・自動車運転代行業  
者)に対し、事業継続に向けた支援金  
を支給します。

詳しくは下記のQR  
コードから新潟県  
ホームページをご覧  
ください。



■支給額

- ・県内で単独店舗または事業所を経営  
する事業者20万円
- ・県内で複数店舗または事業所を経営  
する事業者40万円

■支給要件

事業者全体の売上高について、令  
和4年1月から令和4年3月までの  
いずれか1か月において、前年(ま  
たは前々年度)同月比で20%以上減

収していること

■受付期限

5月31日(火)まで

■お問い合わせ

新潟県事業継続支援金センター

TEL 050・5443・3037

受付時間 午前9時～午後5時

(土日祝日を除く)

**自動車税(種類割)の  
納期限**

自動車税(種類割)の納期限は5月  
31日(火)です。

金融機関やコンビニ、スマホ決済の  
ほか、インターネットを利用してクレ  
ジットカードで納付できます。また、  
地域振興局県税部の窓口でも納付でき  
ます。

■お問い合わせ

南魚沼地域振興局県税部  
(十日町収税課)

TEL 757・5513



## 軽・中等度難聴者の補聴器購入費の一部を助成します

町では、令和4年度より身体障害者（聴覚障害）の対象とならない18歳以上の難聴者のコミュニケーション能力の向上、社会参加の促進を図るため、補聴器購入費の一部助成を行います。

### ■対象者

1. 津南町に住所を有する18歳以上のかたで次の要件をすべて満たすかた
  2. 両耳の聴力レベルが30デジベル以上である人または医師が補装具を装用する必要があると認めたかた
  3. 聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならないかた
  4. 補聴器の装用により、社会参加の促進等一定の効果が期待できると医師が判断するもの
  4. 対象者または同一世帯員のうち町民税所得割の最多納税者の当該納税額が46万円未満のかた
- 助成内容
- ・新規購入または耐用年数を経過して購入する際に、補聴器の種類に応じた基準価格の3分の2を助成します。
  - ただし、補聴器購入額が基準額に満たない場合は、当該補聴器額の3分の2の助成となります。

・基準額を超えた費用は自己負担となります。

### ■申請に必要なもの

- ・医師の意見書 ※
- ・補聴器の見積書
- ・申請書 ※
- ・印鑑

※用紙は福祉保健課福祉班に用意してあります。

### ■申請について

- ・必ず補聴器を購入する前に申請してください。
- ・申請に必要なものを用意し、福祉保健課福祉班で申請してください。

### ■お問い合わせ

福祉保健課 福祉班  
Tel 765・3114

## 木造住宅の耐震改修補助

昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅を耐震改修されるかたを対象に、工事費の一部を補助します。

### ■補助対象となる住宅

- ・昭和56年5月31日以前に建築された個人所有の木造一戸建て住宅
- ・耐震改修が建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に違反していないこと
- ・部分耐震改修に限り高齢者等（65歳

以上の高齢者または障害者）が居住する住宅

### ■補助対象となる工事

- 耐震改修
- ・耐震診断の結果で総合評点が1・0未満で耐震改修工事後の総合評点が1・0以上となる工事

### ○部分耐震改修

- ・高齢者等の就寝用に供する部屋が1階のみであり耐震診断の結果上部構造が0・7未満に該当する部屋を中心に補強を行い評点が0・7以上となる工事

- ・耐震診断の結果上部構造が0・7未満に該当する住宅について、防災ベッドまたは耐震シェルター等の器具を床板等に堅固に固定する工事

### ■補助額

- 耐震改修（最大65万円）  
次に掲げる合計金額
- ・耐震改修に要する費用の3分の1  
（限度額50万円）
- ・右記の額に2分の1を乗じて得た額  
（限度額15万円）
- 高齢者等居住住宅の部分耐震改修  
（最大40万円）  
次に掲げる合計金額
- ・耐震改修に要する費用の3分の1  
（限度額30万円）
- ・右記の額に2分の1を乗じて得た額  
（限度額10万円）

### ■所得税の特別控除

この耐震改修の補助を受けたかたは、租税特別措置法に規定する所得税の特別控除を受けることができます。控除額は、改修費用の10%（20万円が限度）。

※高齢者等居住住宅の部分耐震改修は特別控除の対象外

### ■申請期限

9月30日（金）

また、11月30日（水）までに金額が確定出来る工事。

### ■お問い合わせ

建設課 土木班  
Tel 765・3116

## 木造住宅の耐震診断料補助

昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震診断をされるかたを対象に診断料の一部を補助します。

### ■耐震診断方法

津南町耐震診断士登録制度により登録された診断士により行います。診断にあたっては壁材等がはがしたりすることはせず、主に内外観（建物の形状、壁量、壁の材質、建物の劣化状況等）により診断します。

### ■補助後の自己負担額

一律1万円

■申請期限 9月30日(金)

■補助対象者

- ①次のいずれにも該当する住宅(併用住宅を含む)の所有者
  - ・津南町内の個人所有の一戸建て住宅
  - ・現在、居住している住宅
  - ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅
- ・住宅の主要な部分が木造の住宅
- ②税金等の滞納がない人

■提出先・お問い合わせ

建設課 土木班

TEL 765・3116

### 津南町老朽危険空き家等 除却費補助事業

町では、町民の安全・安心の確保及び景観の維持を図ることを目的とし、次のとおり老朽危険空き家等除却費補助事業を実施します。

■対象となる建物

町内にある現在使用していない建物で周囲の建物や通行人に被害が及ぼす恐れがあると町が認めた建物

■対象者

・空き家の所有者または、所有者から委任を受けた者

・町税等の滞納がない者

■対象工事

・空き家解体工事の工事費

・運搬費、処分費、解体工事等に係る諸経費

■施工業者

町内に本社もしくは営業所を有して、一般建設業許可を受けた者または、解体工事業者として登録された者

■補助率・補助限度額

・対象工事費の50%(千円未満切捨て)

・限度額50万円

■申請期限 9月30日(金)

■その他

・工事をする前に事前に相談に来てください。

・相談に来ていただくと、町で補助対象となる空き家であるか調査し認定します。補助対象と認定されると、申請できます。

・工着手前に申請していただかなければ、補助を受けられません。

■お問い合わせ

建設課 土木班

TEL 765・3116

### 新潟県知事選挙の 執行について

新潟県知事選挙が左記の日程で執行されます。有権者の皆様は、投票権を放棄することなく、投票しましょう。

■告示日 5月12日(木)

■投票日 5月29日(日)

■投票時間 午前7時～午後6時

※次の投票所の閉鎖時間は午後5時となり、ご注意ください。

第12投票区 克雪管理センター

第13投票区 大赤沢民芸館

■期日前投票について

告示日の翌日(5月13日(金))から

投票日の前日(5月28日(土))まで、

毎日午前8時30分から午後8時まで

(土、日曜日できません)、津南町役

場3階大会議室で行うことができます。

投票日当日、仕事や旅行等で投票所に行つて投票できない方は、期日前投票をご利用ください。

■不在者投票について

・病院や特別養護老人ホーム、老人保健施設等に入院、入所されている方は、それぞれの施設で不在者投票ができます。施設の担当者申し出てください。

・長期出張等で津南町を離れている人は、滞在地で不在者投票ができます。郵便を利用するため、日数がかかります。

・早めに手続きをしてください。

・郵便等による不在者投票(身体に重度の障害があり、郵便等投票証明書の交付を受けている方)の請求期間は、選挙期日の4日前(5月25日(水))までです。

・郵便等による不在者投票(身体に重度の障害があり、郵便等投票証明書の交付を受けている方)の請求期間は、選挙期日の4日前(5月25日(水))までです。

・早めに手続きをしてください。

・郵便等による不在者投票(身体に重度の障害があり、郵便等投票証明書の交付を受けている方)の請求期間は、選挙期日の4日前(5月25日(水))までです。

■投票所における感染症対策について

各投票所では感染拡大を防止するため、次のような対応を行います。

・手指消毒用アルコールの設置

・事務従事者および投票立会人のマスク着用、飛沫対策の徹底

・投票用紙記載台の定期的な消毒の実施

・投票所内の定期的な換気の実施

・会場に一定の距離を保つための間隔テープの設置

■町民の皆様へのお願い

・マスクを着用して来場してください。

・出入口で手指消毒を行ってください。

・アルコールアレルギーを持つ人には、使い捨て手袋を用意します。

・期日前投票での投票を検討するほか、投票日当日は混雑すると予想される時間帯を避けるなどご協力をお願いいたします。

・投票用紙への記載は投票所備え付けの鉛筆ではなく、自身で持参した鉛筆またはシャープペンシルで記載することも可能です。(ボールペンは使用不可)

・老眼鏡などは持参してください。

・帰宅後は必ずうがい・手洗いを実施してください。

■お問い合わせ

津南町選挙管理委員会事務局

TEL 765・5584

# わが家の生活カレンダー

▼5月		▼6月	
10 (火)	■春季企画展「苗場山麓に魅せられて-3人のまなざし-」 (~6/12) ☞なじよもん ■あいさつの日	26 (木)	■ことばのキャッチボール ☞文化センター ☉午後2:00~3:30
11 (水)	■水道・下水道メーター検針 ■幼児健康診査 ☞保健センター ☉受付時間 午後0:25~ ☉R2.9.1~R210.31生、H31.1.16~H31.1.31生 ■法律相談(要予約) ☞役場 ☉午後1:30~4:00	27 (金)	
12 (木)	■水道・下水道メーター検針 ■ことばのキャッチボール ☞文化センター ☉午後2:00~3:30	28 (土)	
13 (金)	■水道・下水道メーター検針	29 (日)	■新潟県知事選挙
14 (土)		30 (月)	■公民館・図書館 休館日
15 (日)	■狂犬病予防注射集合注射 ☞役場正面玄関前 ☉午後1:30~2:20	31 (火)	
16 (月)		1 (水)	
17 (火)		2 (木)	■町民健診 ☞旧外丸小学校 ☉午前9:00~11:00、午後1:00~ 2:00 ☉外丸・巻下・押付・小島集落 ■ことばのキャッチボール ☞文化センター ☉午後2:00~3:30 ■ものわずれ相談会(要予約) ☞役場 ☉午後1:30~4:00
18 (水)		3 (金)	■町民健診 ☞大井平公民館 ☉午前8:30~10:30 ☉大井平・ 亀岡・今井・灰雨・足滝・穴山集落 ■町民健診 ☞相吉集落センター ☉午後1:00~2:30 ☉相吉・ 城原・中子・大谷内集落
19 (木)	■育の日 ■ことばのキャッチボール ☞文化センター ☉午後2:00~3:30	4 (土)	
20 (金)		5 (日)	
21 (土)		6 (月)	
22 (日)		7 (火)	
23 (月)		8 (水)	■法律相談(要予約) ☞役場 ☉午後1:30~4:00
24 (火)	■認知症の人を支える家族の会「さくら会」 ☞文化センター ☉午後1:30~3:00	9 (木)	■乳児健康診査 ☞保健センター ☉受付時間 午後0:40~ ☉R41.12~R43.9生、R37.12~R39.9生 ■ことばのキャッチボール ☞文化センター ☉午後2:00~3:30
25 (水)		10 (金)	■あいさつの日

◎利用のために… ■このマークは行事等の名称です。☞会場、☉時間、◎内容、☉対象者をあらわします。●日程時間等に変更がある場合もありますので、広報無線をよくお聞きください。

■高齢者健康相談は毎週火曜と金曜 午前 10:00 ~ 11:30 まで、そだき苑で行っています。  
■心配ごと相談は第1・3・5木曜 午後 1:00 ~ 4:00 まで、社会福祉協議会で行っています。

津南町交通事故発生状況(令和4年1月1日~4月22日現在) ※物損事故は含まない。

	発生件数			負傷者数			死者数		
	本年	前年	増減数	本年	前年	増減数	本年	前年	増減数
県内	814	856	-42	971	960	11	9	10	-1
津南町	2	1	1	2	1	1	0	0	0